（様式１号）

　 年　　　月　　　日

岡山県労働委員会

会長 　　　　　　 殿

　 申立人 名　称 労働組合名

　 代表者 職・氏　名

不当労働行為救済申立書

　労働組合法第７条第　　号違反について、労働委員会規則第３２条の規定により、次のとおり申し立てます。

記

住　　所

申 立 人 名　　称 ℡

代 表 者 職・氏名

組合員数

住　　所

被申立人 名　　称 ℡

代 表 者 職・氏名

従業員数

事業内容

第１　請求する救済の内容

第２　不当労働行為を構成する具体的事実

１　当事者

　２　本件不当労働行為に至までの事実経過

　３　本件不当労働行為を構成する具体的事実等

４　本件不当労働行為を疎明する書証・人証等

記載要領

１　申立人・被申立人について

申立人が労働組合その他権限ある団体である場合には、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の職・氏名、電話番号、組合員数を記載し、被申立人が法人その他の団体である場合には、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の職・氏名、電話番号、事業内容、従業員数を記載してください。

２　請求する救済の内容について

　　不当労働行為を中止させ、それがなかった状態に返すためにどのような行為を使用者に行わせてもらいたいかについて、具体的に記載してください。

３　不当労働行為を構成する具体的事実について

　　使用者の不当労働行為の事実について、その行為が行われた年月日、場所、行為者等がどのような行為をしたか、を明確にし、簡潔に記載してください。

　各該当条項別に記載事項をあげれば、次のとおりである。

　１）法第７条１号関係

　（１）不利益取扱いの具体的事実

　（２）不利益取扱いを受けた当事者の組合活動

　（３）組合活動と不利益取扱いとの関連性

　２）法第７条第２号関係

　　　組合が、団体交渉を申し入れた状況、使用者が団体交渉を拒否した日時・理由

３）法第７条第３号関係

　　　使用者が支配介入した事実

　４）法第７条第４号関係

　　　労働者が不当労働行為の申立てをしたこと、又は、労働委員会が審査若しくは争議調整をする際に労働者が証拠を提示若しくは発言したことを理由とする解雇や不利益取扱いの事実

４　本件不当労働行為を疎明する書証・人証等

　１）上記３に記載した事実をどのようにして立証しようとするかを整理してください。

　　　なお、申立時に間に合わなければ「追って提出する」旨記載してください。

２）書証は、証拠説明書をつけて提出してください。

３）証人を申請する場合は、証人尋問申請書を速やかに提出してください。